平成２６年（フ）第２６８号
埼玉県川口市上青木西１丁目５番12号　グリーンウッド302号
債務者　榎本　優香
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２７０号
さいたま市南区白幡４丁目13番24号　１―704
債務者　中村　正風
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２８７号
さいたま市見沼区大字蓮沼339番地２　Ｐａｒｃｖｅｒｔ　Ｄ館103、旧住所さいたま市見沼区大和田町１丁目565番地９
債務者　小林　貴則
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７号
埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野616番地　高田アパート２号室
債務者　佐々木由美子（旧姓田部井）
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
埼玉県秩父市荒川上田野639―１、住民票上の住所長野県小諸市大字柏木682番地15　スタジオアパートⅥ202
債務者　吉澤美津男
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
埼玉県秩父市大野原580番地　アルモニーオオノハラ203号室
債務者　井深　浩二
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
埼玉県秩父市大野原580番地　アルモニーオオノハラ203号室
債務者　井深佳津子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
埼玉県秩父市上宮地町25番４号　丸越マンションＡ204号
債務者　小林　正一
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字別所15番地
債務者　土井萬里繪
1　決定年月日時　平成26年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第７９号
広島市安佐南区祇園７丁目26番13号
債務者　玉木　マキ（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５号
秋田県大館市有浦１丁目７番21号、前住所秋田県大館市早口字上野47番地25
債務者　水戸　良子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第２７号
長野市大字長野岩石町269番地　シティハイツマスダ208
債務者　山田　　健
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６０号
岐阜市白木町86番地
債務者　田邉　幸乃
1　決定年月日時　平成26年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１２０号
岐阜市尻毛１丁目44番地１　アレグリーアＢ202号室
債務者　宮本起志也
1　決定年月日時　平成26年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４４号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄4540番地３
債務者　川内　　優
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１９号
福島県郡山市横塚１丁目17番11号　ビーミングセラージュ105号、前住所福島県郡山市横塚２丁目45番地の11
債務者　宗像　末吉
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
滋賀県近江八幡市南本郷町３丁目36番地33
債務者　税所まつ子
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大津地方裁判所彦根支部